

# 稲城市介護支援ボランティア制度実施報告書

～23年度の運用状況について～

平成24年3月

稲城市

## 目 次

第1章 稲城市介護支援ボランティア制度の概要等（平成23年度）	1
1 介護支援ボランティア制度の具体的内容	1
2 基本方針	1
3 管理機関	3
4 介護支援ボランティア受入機関等	3
5 介護支援ボランティア活動実績の把握	4
6 評価ポイント	4
7 評価ポイント転換交付金	5
8 市民への制度周知方法	6
9 23年度実施に際してのスケジュール	9
10 平成22年度決算額、平成23年度決算見込み額及び 平成24年度予算額	10
第2章 稲城市介護支援ボランティア実施状況（平成23年度）	12
1 介護支援ボランティア登録者数の状況	12
2 介護支援ボランティアの評価ポイント付与状況及び交付金申請者	12
3 介護支援ボランティア受入機関等数の状況	13
第3章 稲城市介護支援ボランティア受入機関等意見交換会	15
1 意見交換会の開催目的	15
2 意見交換会に向けたアンケート調査	15
3 介護支援ボランティア受入機関等意見交換会次第	20
4 介護支援ボランティア受入機関等意見交換会議事録	21
第4章 介護予防効果の検証	23
1 稲城市介護支援ボランティア制度の保険料抑制効果からみる介護予防効果	23
2 活動者を対象とした場合における稲城市介護支援ボランティア制度の 保険料抑制効果からみる介護予防効果	24
参考資料	
・稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱	26
・健康に心配なし手帳～介護支援ボランティア手帳～（平成23年度版）	35
・介護支援ボランティア制度視察受入状況	43
平成23年度防災特別講座実施状況（社会福祉協議会）	48

## 第1章 稲城市介護支援ボランティア制度の概要等（平成23年度）

### 1 介護支援ボランティア制度の具体的内容

稲城市の介護支援ボランティア制度は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の44第1項に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するために実施する事業である。

具体的には、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、その高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものである。

この介護支援ボランティアの対象となる高齢者は、稲城市における介護保険第1号被保険者とし、介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動は市長が指定するものとしている。また、介護支援ボランティアは、市長の指定を受けた介護支援ボランティア受入機関等で介護支援ボランティア活動を行う。

### 2 基本方針

稲城市の介護支援ボランティア制度では、次の基本方針を定めている。

#### 基本方針

- ・ 介護支援ボランティア制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。
- ・ 介護支援ボランティア制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。
- ・ 介護支援ボランティア制度の運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。
  - (1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。
  - (2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。
  - (3) 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心が高まること。
  - (4) 介護給付費等の抑制につながること。

(参考)

稲城市介護支援ボランティア制度の概要（平成 23 年度）

1 概要

高齢者の介護支援ボランティア活動実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金」を交付する制度（一定の社会参加活動をした者に対し、活動実績に応じて、実質的に保険料負担を軽減するもの。）。

2 目的

高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを積極的に奨励・支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づき稲城市介護支援ボランティア制度を設け、もっていきいきとした地域社会となることを目的とする。

3 内容

(1)	制度根拠	介護保険法第 115 条の 44 第 1 項、地域支援事業実施要綱別記 1(2)イ(イ)③、稲城市介護保険条例第 15 条の 6、稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱																		
(2)	介護支援ボランティア	稲城市の介護保険第 1 号被保険者 あらかじめ管理機関へ登録が必要																		
(3)	介護支援ボランティア活動	稲城市長が指定する介護支援ボランティア事業及び活動 <table border="1"><thead><tr><th>事業</th><th>活動</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 介護保険対象施設</td><td>① レクリエーション等の指導、参加支援</td></tr><tr><td>② 稲城市が委託する地域支援事業(介護予防事業)</td><td>② お茶だしや食堂内の配膳・下膳などの補助</td></tr><tr><td>③ ふれあいセンター</td><td>③ 喫茶などの運営補助</td></tr><tr><td>④ 高齢者会食会</td><td>④ 散歩、外出、館内移動の補助</td></tr><tr><td>⑤ その他</td><td>⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露などの行事の手伝い</td></tr><tr><td></td><td>⑥ 話し相手</td></tr><tr><td></td><td>⑦ その他施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 (例ー草刈、洗濯物の整理、シーツ交換など)</td></tr><tr><td></td><td>⑧ その他 (例ーごみ出しなどのちょっとしたボランティアなど)</td></tr></tbody></table>	事業	活動	① 介護保険対象施設	① レクリエーション等の指導、参加支援	② 稲城市が委託する地域支援事業(介護予防事業)	② お茶だしや食堂内の配膳・下膳などの補助	③ ふれあいセンター	③ 喫茶などの運営補助	④ 高齢者会食会	④ 散歩、外出、館内移動の補助	⑤ その他	⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露などの行事の手伝い		⑥ 話し相手		⑦ その他施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 (例ー草刈、洗濯物の整理、シーツ交換など)		⑧ その他 (例ーごみ出しなどのちょっとしたボランティアなど)
事業	活動																			
① 介護保険対象施設	① レクリエーション等の指導、参加支援																			
② 稲城市が委託する地域支援事業(介護予防事業)	② お茶だしや食堂内の配膳・下膳などの補助																			
③ ふれあいセンター	③ 喫茶などの運営補助																			
④ 高齢者会食会	④ 散歩、外出、館内移動の補助																			
⑤ その他	⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露などの行事の手伝い																			
	⑥ 話し相手																			
	⑦ その他施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 (例ー草刈、洗濯物の整理、シーツ交換など)																			
	⑧ その他 (例ーごみ出しなどのちょっとしたボランティアなど)																			
(4)	活動実績の把握	介護支援ボランティアが持参する介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印。																		
(5)	評価ポイントの付与	介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて最大 5,000 ポイントの評価ポイントを付与。																		
(6)	評価ポイント転換交付金	介護支援ボランティア手帳を添えて、評価ポイント活用を申し出る。 交付額は、年間最大で 5,000 円。																		
(7)	その他	介護保険料の未納又は滞納の場合、適用しない。																		

4 財源等 市から管理機関へ交付する介護保険地域支援事業介護予防事業一般高齢者施策（平成 22 年 8 月 6 日より「一次予防に関わる事業」へ名称変更）に係る地域支援事業交付金を活用する。

5 管理機関 稲城市社会福祉協議会（評価ポイントの管理、付与等）

6 施行日 平成 19 年 9 月 1 日

### 3 管理機関

稲城市の介護支援ボランティア制度では、介護支援ボランティアの登録、介護支援ボランティア手帳の交付、介護支援ボランティア評価ポイントの付与及び管理並びに介護支援ボランティア評価ポイント基金管理の業務は、介護支援ボランティア管理機関が行う。この管理機関は、稲城市社会福祉協議会とし、稲城市からの委託を受けて管理機関としての業務を行う。

### 4 介護支援ボランティア受入機関等

稲城市介護支援ボランティア制度では、介護支援ボランティアの活動先は市長が指定を行う。この活動先を「介護支援ボランティア受入機関等」と称し、介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動についての指定を受ける。

#### 介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動の指定要件

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 稲城市内の施設又は場所における活動であること。</li><li>2 介護保険事業に関する活動であること。</li><li>3 ホームヘルプサービスで行うべき業務の代替でないこと。</li><li>4 事業所等が本来行うべき業務の代替でないこと。</li><li>5 活動の結果、一定の介護予防の効果が見込まれること。</li></ol> |
|--|

受入機関等がこの指定を受けようとするときは、市長へ申請しなければならない。市長は、この申請に基づき指定し、又は却下したときは、申請者に通知する。

また、市長は、既に指定を受けていた介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは指定を受けていた者に通知する。

受入機関等は、介護支援ボランティアが活動を行った場合は、当該活動時間等に応じ、回数を単位として評価する。受入機関等は、介護支援ボランティア活動を1時間につき1回として評価する。ただし、介護支援ボランティア活動を1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合については、当該活動を2回までとして評価する。この評価の方法は、介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印することによって行う。ただし、受入機関が社会福祉協議会のごみ出しなどのちょっとしたボランティアは継続的な活動について週1回以上の活動を（回数に関わらず）1回として評価するものとする。

## 5 介護支援ボランティア活動実績の把握

介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、介護支援ボランティア登録申請書を管理機関に提出し、管理機関は、介護支援ボランティアに対し、介護支援ボランティア手帳を交付する。

管理機関は、前年度の活動実績について、介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて評価ポイントを付与することができる。評価ポイントの付与を行ったときは、介護支援ボランティア手帳に介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印を押印する。

介護支援ボランティア手帳は、「健康に心配なし（梨）手帳」と称し、オリジナルのマークを入れた。また、Jリーグサッカーチーム「東京ヴェルディ」が介護支援ボランティア制度を応援していることから、ロゴが記載されている。

介護支援ボランティア手帳には、介護支援ボランティアの利便を図るため、登録事項、制度解説、Q & A、ボランティア活動の心得、ボランティア活動保険について、稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱、スタンプ押印欄ページ、評価ポイント記録簿、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書、介護支援ボランティア登録申請書、介護支援ボランティア活動先一覧が収録されている。

## 6 評価ポイント

評価ポイントの付与基準は次のとおりとする。

活動実績	付与する評価ポイント
10回から19回まで	1,000ポイント
20回から29回まで	2,000ポイント
30回から39回まで	3,000ポイント
40回から49回まで	4,000ポイント
50回以上	5,000ポイント

活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。管理機関は、介護支援ボランティアに付与した評価ポイント数、活用ポイント数及び差し引き残高ポイント数について、当該付与の日から介護支援ボランティア制度の廃止の日後2年を経過する日まで、継続的に管理するものとする。

## 7 評価ポイント転換交付金

評価ポイントを活用して評価ポイント転換交付金の交付を受けようとする介護支援ボランティアは、介護支援ボランティア手帳を添えて市長に申出るものとする。ただし、介護支援ボランティアの介護保険料にかかる未納又は滞納がある場合は、当該評価ポイント転換交付金は交付しない。

市長は、この申出があった場合、介護保険料に係る未納又は滞納が無いときは、介護支援ボランティア手帳を添付のうえ、管理機関へ伝達するものとする。

管理機関は、この伝達に基づき、その評価ポイント活用の申出者の蓄積した評価ポイントを換金し、年度ごとに5,000円を限度として、評価ポイント活用の申出者に対して介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付する。



介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金の算定基準は、次のとおりとする。

評価ポイント	介護支援ボランティア 評価ポイント転換交付金
1,000ポイント	1,000円
2,000ポイント	2,000円
3,000ポイント	3,000円
4,000ポイント	4,000円
5,000ポイント	5,000円

## 8 市民への制度周知方法

稲城市広報いなぎ（平成23年11月1日介護予防特集号）により市民への周知を行った。

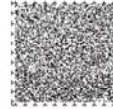
**5年目を迎えました 介護支援ボランティア制度**

<p>介護支援ボランティア制度は、介護予防を目的としたボランティア活動事業です。全国に先駆けて稲城市が平成19年9月から取り組み、日本各地に広がりをみせている制度で、今年9月で5年目を迎えました。</p> <p>現在の稲城市介護支援ボランティア制度の登録者数は458人（9月30日現在）で、昨年度は250人以上の高齢の方が市内の介護施設など19機関で介護支援ボランティアとして活動に参加されています。▷問い合わせ 高齢福祉課介護保険係、社会福祉協議会ボランティアセンター ☎378-3800</p>	<p><b>介護支援ボランティア制度とは</b></p> <p>高齢の方が介護保険施設などでボランティア活動を行った場合、活動実績に応じてポイントが与えられ、これに対して交付金（年間最大5千円）を交付する制度です。</p> <p>ボランティア活動を通じた高齢の方の介護予防を目的としています。地域貢献や社会参加活動をすることで、より元気に、そしていきいきとした地域社会になることを目指しています。</p>	<p><b>介護支援ボランティアとして活動するには</b></p> <p>初めて介護支援ボランティアとして活動される方は、まず社会福祉協議会にあるボランティアセンターでご登録をお願いします。ご登録の際に、活動内容や活動先について説明させていただきます。</p> <p>ご登録が終われば活動の始まりです。皆様のご参加をお待ちしています。</p>	<p><b>東京ヴェルディは介護支援ボランティア制度を応援しています</b></p> <p>東京ヴェルディは、介護予防の分野でも稲城市を応援しています。</p> <p>本年度も昨年度に引き続き、東京ヴェルディ試合観戦ツアーへのご招待などの協賛をいただきました。</p>   <p>▲東京ヴェルディ試合観戦ツアー</p>
---	--	---	---

広報いなぎ 平成23年11月1日介護予防特集号



いなぎ社協だよりふれあい通信（平成24年1月号、3月号）により市民への周知を行った。



# ボランティア情報

# ふれあい通信

平成24年1月号 (2012年) 第307号

発行: 社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会 ボランティアセンター  
 所在地: 東京都稲城市白村7番地 稲城市福祉センター内 / 電話: 042-378-3800(直通) / FAX: 042-378-4999

## ボランティアセンターからの活動報告

### 介護支援ボランティア 「東京ヴェルディ試合観戦」

稲城市介護支援ボランティア制度を応援している東京ヴェルディから招待され、10月1日(日)に味の素スタジアムで行われた対栃木S.C戦を観戦してきました。観戦したのは、平成22年度に本制度で5000ポイント以上の活動をした方と活動ポイントを東日本大震災の義援金として寄付をした方です。

当日は、試合開始前に普段は入場が制限されているスタジアム内の施設見学や、グラウンドに降りて選手の練習する姿を間近で見学しました。参加された方からは、「初めてこのような経験をさせていただきました」という感想をいただき、大好評でした。



グラウンド内、すぐ近くで迫力ある練習を見学しました

### 点訳講習会終わる

稲城市内在住・在勤の方で、点字は初

めてという方を対象に、点訳の基礎を学んでいただくとともに、視覚障害者への理解を深めることを目的に、9月1日(休)から11月10日(休)までの期間で全10回の点訳講習会を開催しました。



点訳講習会の様子

この講習会は、社会福祉法人視覚障害者支援総合センターより飯田みつ男氏を講師に迎え、点訳ボランティアグループ6名の会にご協力をいただきました。今回は、10名の方が受講されました。熱心に取り組んでくださり、10回では物足りない様子で、講習会終了後は、全員が6点の会での活動を希望されました。今後の活躍を大いに期待しています。

### インフォメーション

Information

#### 被災地支援の一つの形……

#### 東北レインボーハウス (仮称) の建設決定

あしなが育英会では、東日本大震災で親を失った子どもたちの心のケアのために、心を癒す家「東北レインボーハウス(仮称)」の建設を決定しました。

平成25年3月に、宮城県仙台市に本館の完成を予定しています。現在、広く募金を呼び掛けています。

独り暮らしの皆様に健康と安心な生活を 管理人常駐食事付賃貸マンション

## オアシスらんど

国立市 八王子市 川崎市(麻生区)

### 入居者募集中!!

家賃・管理費・食費・水光熱費込みで ◆月額 106,000円～◆  
 契約一時金 150,000円～(支払方法相談可)  
 お問い合わせはお気軽にこちらまで

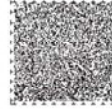
**NPOオアシスらんど ☎042-540-8166**

認定こども園 子どもの森

## 矢の口幼稚園

(子どもの森)チャイルドケアセンター

設置者: 学校法人 子どもの森  
 Tel: 042-377-7654 / Fax: 042-377-7609  
 〒206-0812 稲城市矢野口1753  
<http://www.yanokuchi.ed.jp>



# ボランティア情報 ふれあい通信



3月号  
平成24年  
(2012年) 第309号

発行:社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会 ボランティアセンター  
所在地:東京都稲城市百村7番地 稲城市福祉センター内 / 電話:042-378-3800(直通) / FAX:042-378-4999

## 「介護支援ボランティア」 ポイント交換手続きのご案内

介護支援ボランティア制度は、介護予防事業の一つとして、高齢者の皆さんがボランティア活動を通して地域貢献や社会参加をすることで、より元気になることを目的として平成19年度から行っています。

市内にお住まいの65歳以上の方が、高齢者施設や団体などで、指定されたボランティア活動を行うと、活動先で介護支援ボランティア手帳(健康に心配なし手帳)に活動スタンプが押印されます。集めたスタンプの数に応じて最大で5千円の交付金が受けられます。

今年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)介護支援ボランティアとして活動された方は、手帳に押印された活動スタンプを評価ポイントに変換する手続きを行ってください。

スタンプが10個以下の方は、交付金の対象になりません。また、交付金を希望されない方も手続きの必要はありません。

### ▽手続き方法

稲城市百村7 福祉センター2階 社会福祉協議会ボランティアセンターにお越しください。

※手続き時に介護支援ボランティア手帳印鑑、交付金振込み先口座の確認が必要です。



る物をご持参ください。

※今年もひらお苑において以下の日程で出張受付を行います。

- ① 3月28日(水) ② 3月30日(金) ③ 4月2日(月)いずれも午前11時〜午後1時30分 正面入り口付近

※希望者には、新しい介護支援ボランティア手帳(平成24年度用)をお渡しします。

### ▽問い合わせ

社会福祉協議会ボランティアセンター  
☎ 378-3800

3月1日からポイント変換手続き(新年度用の手帳への切り替え手続き)を開始します。早めの手続きをお願いします。

なお、3月中も活動する場合は、すべての活動が終わった時点で早めに手続きを行ってください。

## 東京都社会福祉協議会のボランティア 保険(天災プラン)にご加入の方へ……

東日本大震災による被災地では、また多くのボランティアの力を必要としています。

平成23年度中に東京都社会福祉協議会のボランティア保険(天災プラン)に加入し、被災地でボランティア活動をされた方、今後も被災地でのボランティア活動を継続する場合、平成24年3月31日までに保険期間が終了となるため、保険の継続手続き(切り替え手続き)が必要になります。

**市内高齢者福祉施設  
330床施工実績!!**  
ISO9001認証取得  
**大石建設株式会社**  
住宅の・リノベーション・リフォーム工事  
助成金申請までお手伝い致します。  
〒206-0823 稲城市平尾1-50-20  
TEL:042-331-5241/FAX:042-331-5247  
http://oishi-kensetsu.co.jp

**認定こども園 子どもの森  
矢の口幼稚園**  
(子どもの森)チャイルドケアセンター  
設置者:学校法人 子どもの森  
Tel:042-377-7654/Fax:042-377-7609  
〒206-0812 稲城市矢野口1753  
http://www.yanokuchi.ed.jp

## 9 23年度実施に際してのスケジュール

23年度実施に際してのスケジュールは、概ね以下のとおりである。

- 平成23年4月
  - ・管理機関委託契約（稲城市・管理機関（社会福祉協議会））
  - ・評価ポイント付与開始
- 7月
  - ・評価ポイント転換交付金申請受付開始
- 8月
  - ・転換交付金交付開始
- 10月
  - ・介護支援ボランティア受入機関等意見交換会実施
- 11月
  - ・東京ヴェルディ試合観戦特別プラン無料招待
- 平成24年3月
  - ・地域支援事業交付金精算  
（稲城市・管理機関（社会福祉協議会））
  - ・登録者向け研修会（防災特別講座）

10 22年度決算額、平成23年度決算見込み額及び平成24年度予算額

平成22年度決算額 1,675,000円（管理機関への委託）

委託料の積算内訳	金額
需用費（消耗品費） 事務用消耗品（用紙、インク、ファイル等）	194,000円
役務費 振込手数料 郵送料	113,000円 38,000円
使用料及び賃借料 パソコンリース料	45,000円
負担金補助及び交付金 転換交付金	1,099,000円
事務管理料	148,000円
消費税	38,000円

平成23年度決算見込み額 1,488,078円（管理機関への委託）

委託料の積算内訳	金額
需用費（消耗品費） 事務用消耗品（用紙、インク、ファイル等）	180,447円
役務費 振込手数料 郵送料	87,885円 33,722円
使用料及び賃借料 パソコンリース料	44,100円
負担金補助及び交付金 転換交付金	948,000円
事務管理料	160,000円
消費税	33,924円

平成24年度予算額 1,810,000円 (管理機関への委託)

委託料の積算内訳	金額
需用費(消耗品費) 事務用消耗品(用紙、インク、ファイル等)	194,915円
役務費 振込手数料	132,300円
郵送料	36,000円
使用料及び賃借料 パソコンリース料	44,100円
負担金補助及び交付金 転換交付金	1,200,000円
事務管理料	160,823円
消費税	41,862円

## 第2章 稲城市介護支援ボランティア実施状況（平成23年度）

### 1 介護支援ボランティア登録者数の状況

介護支援ボランティア登録者数は468人（うち昨年度末登録者は424人、今年度新規登録者は82人、平成24年3月31日現在で転出や死亡等による資格喪失者は18人）であった。登録者の年齢構成は、次表のとおりである。

（平成24年3月31日現在）

年齢区分（才）	男性		女性		全体	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
65-69	11人	6.3%	86人	26.0%	97人	32.3%
70-74	29人	7.4%	148人	28.1%	177人	35.5%
75-79	31人	6.3%	80人	15.7%	111人	22.0%
80-84	14人	1.0%	33人	5.8%	47人	6.8%
85-	2人	0.5%	16人	2.9%	18人	3.4%
合計	87人	21.5%	363人	78.5%	450人	100.0%

### 2 介護支援ボランティアの評価ポイント付与状況及び交付金申請者

平成23年度登録者468人のうち評価ポイント申請者数

1,000ポイント	26人	26,000ポイント
2,000ポイント	42人	84,000ポイント
3,000ポイント	39人	117,000ポイント
4,000ポイント	24人	96,000ポイント
5,000ポイント	125人	625,000ポイント
合計	256人	948,000ポイント

平成23年度登録者468人のうち交付金申請者数

1,000ポイント（=1,000円）	26人	26,000円
2,000ポイント（=2,000円）	42人	84,000円
3,000ポイント（=3,000円）	39人	117,000円
4,000ポイント（=4,000円）	24人	96,000円
5,000ポイント（=5,000円）	125人	625,000円
合計	256人	948,000円

### 3 介護支援ボランティア受入機関等数の状況

介護支援ボランティア受入指定を受けた団体は20団体であった。

内訳は、社会福祉法人が6団体、株式会社が5団体、NPO法人が4団体、医療法人が1団体、公共団体が1団体、有限会社が1団体、その他の団体が2団体であった。

指定を受けた活動内容は、「(1) レクリエーション等の指導、参加支援」が19団体、「(2) お茶だし、食堂内の配膳、下膳などの補助」が12団体、「(3) 喫茶などの運営補助」が10団体、「(4) 散歩、外出、館内移動の補助」が13団体、「(5) 行事等の手伝い(模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露など)」が17団体、「(6) 話し相手」が16団体、「(7) その他施設職員とともに行う軽微かつ補助的な活動」が14団体、「(8) その他(ゴミ出しなどのちょっとしたボランティアなど)」が1団体であった。

(参考) 介護支援ボランティアの受け入れ団体の指定申請の受付状況

指定団体名など (全 20 団体)	活動内容 (※)							
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
稲城市 (介護予防推進事業)					対象			
稲城市社会福祉協議会 (ふれあいセンター事業)	対象				対象	対象	対象	対象
ペアウェル多摩川	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
NPO法人 支え合う会みのり (高齢者会食会など)	対象	対象		対象	対象	対象	対象	
ベストライフたま	対象		対象	対象	対象	対象	対象	
平尾会 (ひらお苑)	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
博愛会 (ハーモニー松葉)	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
いなぎ苑	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
いなぎ正吉苑	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
NPO 法人 NPO ふれあい広場 ポーポーの木	対象		対象		対象			
ヒルトップロマン	対象	対象		対象	対象	対象	対象	
ニチイホーム稲城 (旧桜湯園稲城)	対象					対象	対象	
稲城市赤十字奉仕団	対象				対象			
NPO法人 はじめのいっぽ	対象	対象		対象	対象	対象		
アクアメイト稲城通所介護事業所	対象	対象		対象	対象	対象	対象	
Sアミーユ稲城矢野口	対象	対象	対象	対象		対象		
NPO法人 稲城・なごみの家	対象	対象		対象	対象	対象	対象	
稲城市柔道接骨師会デイサービス	対象					対象	対象	
平尾ベルの会	対象		対象		対象			
やのくち正吉苑	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	

- 活動内容 (※)
- (1) レクリエーション等の指導、参加支援
  - (2) お茶出し、食堂内の配膳、下膳などの補助
  - (3) 喫茶などの運営補助
  - (4) 散歩、外出、館内移動の補助
  - (5) 行事等の手伝い (模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露など)
  - (6) 話し相手
  - (7) その他施設職員とともにを行う軽微かつ補助的な活動
  - (8) その他  
(ごみ出しなどのちょっとしたボランティアなど)



### 第3章 稲城市介護支援ボランティア受入機関等意見交換会

#### 1 意見交換会の開催目的

介護支援ボランティア制度実施5年目を迎えるにあたって、受入機関等との情報交換を通して制度をより良いものにしていくこと、また受入機関等で制度運営上困っている点や疑問点などを解消することを目的として開催した。

#### 2 意見交換会に向けたアンケート調査

意見交換会開催にあたって、受入機関等の現状や議題の選定等を目的としてアンケート調査を事前に実施した。

1. 調査対象 介護支援ボランティア受入機関等 20団体
2. 調査方法 郵便による送付・FAXによる回収
3. 調査時期 平成23年10月
4. 回収結果 有効回収数 17団体 (85.0%)
5. アンケート調査結果

#### 介護支援ボランティアについて

問1 現在、介護支援ボランティアを実際に受け入れていますか。

答1

① 受け入れている	14機関	70.0%
② 受け入っていない	3機関	15.0%
無回答	3機関	15.0%
合計	20機関	100.0%

問2 介護支援ボランティアは、週にどの程度活動していますか。

答2

① ほぼ毎日(週5日程度)	2機関	10.0%
② 3~4日程度	2機関	10.0%
③ 週1~2日程度	8機関	40.0%
④ 不定期	2機関	10.0%
⑤ その他	0機関	0.0%
無回答	6機関	30.0%
合計	20機関	100.0%

⑤その他の回答

個人個人まちまち

問3 各曜日およそ何人ぐらいの介護支援ボランティアの方が活動されていますか。

答3

社会福祉法人①

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	1人	1人	2人	1人	1人	0人	0人
午後	1人	1人	1人	1人	1人	0人	0人

社会福祉法人②

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
午後	0人	3~5	0人	3~5	0人	0人	0人

社会福祉法人③

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	不 定 期						
午後							

社会福祉法人④

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	1人	1人	3人	5人	1人	2人	0人
午後	1人	1人	4人	5人	1人	2人	0人

有限会社①

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
午後	1人	2人	0人	0人	0人	0人	0人

株式会社①

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
午後	0人	0人	0人	1人	0人	1人	0人

株式会社②

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前							
午後				2人		2人	

株式会社③

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前							
午後							

NPO法人①

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	2人						
午後	4人	0人	0人	2人	0人	3人	2人

その他の団体①

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前							
午後		4~6人		4~6人			

その他の団体②

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前							
午後				10人			

問4 ボランティア受入機関等としてこの制度についてご意見、ご感想、困ったこと、運営上の疑問などご記入ください。

答4

過去に出身地や自宅の話等をされ、その後強い帰宅願望が出てしまい、不穏状態になってしまったことがあった(傾聴ボランティア)。傾聴していただく前に、その方にとっての注意事項等を職員に聞くようにしていただければと思います。
年度切り替わりのボランティア手帳の交付がスムーズにできると良い(施設で交付できないかなど)。毎年、手帳を取りに来られるボランティアから要望を受ける。
ボランティア制度の枠内で問い合わせされる方と、社協を通さずに個人で直接問い合わせする方がおられ、対応に困ることがあります。ボランティアとして、謝礼等の扱いをどのようにされている方が多いのか気になっています。

ボランティアについて

問5 貴機関・施設ではボランティア受け入れの担当者はいらっしゃいますか。

答5 ①いる 担当者名 ( ) ②いない

① いる	15機関	75.0%
② いない	3機関	15.0%
無回答	2機関	10.0%
合計	20機関	100.0%

問6 貴機関・施設ではボランティアを最大で何人くらいまで受け入れることが出来ますか。また現在のボランティア受け入れ数は何人くらいですか。

答6

受入機関等	最大受け入れ可能数	現在の受け入れ数
社会福祉法人①	日によって日数も変わるのでわからない	
社会福祉法人②	10人	12人
社会福祉法人③	人	人
社会福祉法人④	100人	70人
有限会社①	20人	6人
NPO法人①	20人	20人
株式会社①	3人	1人
株式会社②	10人	4人
株式会社③	12人	8人
その他の団体①	10人	12~15人

問7 ボランティアの受け入れ状況はいかがですか。

答7

① もっと受け入れたい	9機関	45.0%
② これ以上は受け入れられない	1機関	5.0%
③ ちょうどいい	5機関	25.0%
その他	2機関	10.0%
無回答	3機関	15.0%
合計	20機関	100%

問7に自由記載でいただいた回答

受け入れはできる
希望があれば受け入れていく

### 3 介護支援ボランティア受入機関等意見交換会次第

#### 介護支援ボランティア受入機関意見交換会 次第

日 時： 平成23年10月25日(火)14時30分～16時30分

場 所： 601会議室

開 会

議 題

- 1 介護支援ボランティア制度実施報告
- 2 ボランティアについて
- 3 「(仮)介護支援ボランティア活動記録展」について
- 4 意見交換会
  - ① 介護支援ボランティア受け入れの現状
  - ② 介護支援ボランティア制度へのご意見
  - ③ その他

## 4 介護支援ボランティア受入機関等意見交換会議事録

実施日時:平成23年10月25日(火) 14時30分～16時30分

場所:601会議室

参加人数:受入機関等8団体12人

※⇒は管理機関側からの回答など

※意見交換会の発言順・会話の流れなどは考慮せず、受入機関等毎に今回の意見交換会で出た意見をまとめることで議事録とする。

### 【議題1】ボランティアの受入状況はいかがですか

○話し相手のボランティアを募集したが、紹介がなく、受け入れがない状態。今は月に二回、麻雀できる女性の方を受け入れたい。
○スタッフは20人ぐらいいる。ボランティアには助かっている。傾聴ボランティアや、料理、民謡、習字、麻雀などの上手な方がいて、特技を生かしている。好きな時に来てもらっているが、今のところうまくいっている。
○一度しか受け入れたことがない。お茶出しや習字のボランティアはいるが、どの方がこの制度を使ったボランティアさんかわからないところがある。聞くのもためらってしまう。活動場所は個室が中心になってしまうので、二の足を踏まれる人が多いと思う。何か解決するヒントを今回見つけて、今後は受入れを増やしていきたいと思っている。
○介護支援ボランティアは4人、他の地域から2人の計6人。まだまだ募集している。内容は麻雀、将棋、昼食時のお手伝い、話し相手。利用者は軽度者が多く、傾聴というより普通の話し相手を募集している。
○月に三回活動している。5～6人が手帳を持っている。活動内容は病院で使っているものを裁縫している。制度があるから来ているという人もいれば、制度は使っていないという人もいる。
○登録人数は全体185人のうち、3分の2ぐらいだと思う。この制度はスタッフも最初は抵抗があったが、今は慣れて定着してきたと思う。施設によって、受け入れする業務内容は異なってくると思うので、お互いうまく補い合えればよいと思う。
○傾聴ボランティア受け入れている。施設によって、ボランティアの内容は変わってくる。ボランティアの量にスポットがあたっているが、今後は質も大事になってくると思う。
○月・水・金の週3回開催。行事の準備、ゴミ出しでスタンプを押す。
【事務局】ボランティアが誰かわからないという意見がありましたが、工夫されている点などはありますか。
○名札を付けてもらっている。介護支援ボランティアも通常ボランティアも同じ名札だが、帰りがけに手帳を提出してもらっている。また、出席簿のようなものに○をつけてもらっている。
【事務局】個室での活動に対してよいアイデアはありますか。
○食堂などみんなでの活動もあるが、利用者の方に「わたしのために来てくれた」という意識をもってもらいたい。
○傾聴ボランティアの講師は、個人宅には危険があるので、二名以上で入るように言っている。複数での対応にはならざるを得ない。

## 【議題2】ボランティア制度へのご意見・苦情

<p>○とにかく忙しいので、たまにスタンプを押すのを忘れてしまう。手帳の切り替えは問題ない。</p>
<p>○切り替えは問題ない。スタンプの端数はどうなるのか。 【事務局】スタンプは範囲でポイントに換えているので、端数という考え方では行っていない。</p>
<p>【事務局】傾聴ボランティアについて、活動を行う前に職員にその方の注意事項を確認してほしいとの意見があった。 ○ボランティアグループに対応が可能かどうかを照会してから、改めて名前などの具体的な情報を提供している。初回は施設の担当と引き合わせしているが、それ以後は施設にお任せしている。できれば施設側から適時フォローしてほしい。プロではないので、うまくいかない場面も出てくると思うが、ぜひフォローをお願いしたい。目に余る行動がある場合は社会福祉協議会に報告してほしい。</p>
<p>【事務局】ボランティアに謝礼を渡すことが多いですか。 ○交通費は渡している。 ○ケースバイケースで、お礼として何かを渡すこともある。 ○全くない。逆に会費を集めている。年一回感謝の集いを行っている。</p>

## 【その他】

<p>【事務局】ボランティアが個室に入るときは、何かあったときの対応は施設で行っていますか。 ○ご家族に説明をして、了承を得たうえで行っている。要介護1の方の部屋にしか入れていないが、今後はもっと重度の方の部屋にも入れるようにしたい。</p>
---



## 第4章 介護予防効果の検証

### 1 稲城市介護支援ボランティア制度の保険料抑制効果からみる介護予防効果

稲城市介護支援ボランティア制度の介護予防効果（要介護出現率）を保険料抑制という観点から捉えるとどの程度の効果をもたらすのか、平成22年度ベースで試算を行った。

要介護出現率については効果が見られた（利得7,194,444円）が、事業費（1,485,221円）を控除することにより、稲城市介護支援ボランティア制度を実施したことによる費用利得は年額5,709,223円となり、一人一月あたり6.4円の介護保険料抑制効果と試算される。

平成22年度における稲城市介護支援ボランティア制度導入効果の粗い試算(保険料抑制効果)		登録者編
区分	記号	
高齢人口	P	14,823
介護支援ボランティアでない高齢者	A=P-B	14,355
介護支援ボランティア高齢者(登録者数)	B	468
Aのうち新規要介護者	A'	470
Bのうち新規要介護者	B'	10
平成22年度の一人当たり要介護者の介護費用(1月当たり)	M	112,634
介護支援ボランティア制度に要する費用(介護予防事業費)	H	1,485,221
Aの要介護出現率	A'/A	0.0327
Bの要介護出現率	B'/B	0.0214
介護支援ボランティア制度がなかった場合の新規要介護者人数	$\alpha = (A+B) \times A' / A$	485
新規要介護者の抑制人数	$\beta = \alpha - (A' + B')$	5
介護支援ボランティア制度の費用効果(年間)	$\gamma = \beta \times M \times 12$	7,194,444
介護支援ボランティア制度による費用利得	$\theta = \gamma - H$	5,709,223
保険料抑制効果	$K = \theta \times 0.20 / (A+B) / 12$	6.4

## 2 活動者を対象とした場合における稲城市介護支援ボランティア制度の保険料抑制効果からみる介護予防効果

1 では、登録者全員（活動していない方を含む）で試算しており、活動に対しての効果ではなく制度実施における効果と考えられる。

そこで活動に対しての介護予防効果を測定するために同じ試算式を用いて介護支援ボランティア活動者について試算をおこなった。

1 の「稲城市介護支援ボランティア制度の保険料抑制効果からみる介護予防効果」について、「介護支援ボランティア登録者数」から「ポイント獲得者数」に置き換え、平成22年度ベースで試算を行った。

稲城市介護支援ボランティア制度を実施したことによる費用利得は年額6,975,518円となり、一人一月あたり7.8円の介護保険料抑制効果があると試算される。

平成22年度における稲城市介護支援ボランティア制度導入効果の粗い試算(保険料抑制効果)

活動者編

区分	記号		活動者編
高齢人口	P		14,823
介護支援ボランティア活動をしなかった高齢者	A=P-B		14,567 人
介護支援ボランティア活動をした高齢者(ポイント獲得者)	B		256 人
Aのうち新規要介護者	A'		470 人
Bのうち新規要介護者	B'		2 人
平成22年度の一人当たり要介護者の介護費用(1月当たり)	M		112,634 円
介護支援ボランティア制度に要する費用(介護予防事業費)	H		1,485,221 円
Aの要介護出現率	A' / A		0.0323
Bの要介護出現率	B' / B		0.0078
介護支援ボランティア制度がなかった場合の新規要介護者人数	$\alpha = (A+B) \times A' / A$		478 人
新規要介護者の抑制人数	$\beta = \alpha - (A' + B')$		6 人
介護支援ボランティア制度の費用効果(年間)	$\gamma = \beta \times M \times 12$		8,460,739 円
介護支援ボランティア制度による費用利得	$\theta = \gamma - H$		6,975,518 円
保険料抑制効果	$K = \theta \times 0.20 / (A+B) / 12$		7.8 円

## 参 考 资 料

## 稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱

(平成 19 年 7 月 9 日市長決裁)

### (目的)

第 1 条 この要綱は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 115 条の 44 第 1 項に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づき、稲城市介護支援ボランティア制度(以下「介護支援ボランティア制度」という。)を設け、もって生き生きとした地域社会をつくることを目的とする。

### (基本方針)

第 2 条 介護支援ボランティア制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。

- 2 介護支援ボランティア制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。
- 3 介護支援ボランティア制度の運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。
  - (1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。
  - (2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。
  - (3) 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心が高まること。
  - (4) 介護給付費等の抑制につながること。

### (介護支援ボランティア制度)

第 3 条 介護支援ボランティア制度は、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。

- 2 介護支援ボランティアの対象となる高齢者は、稲城市における介護保険第 1 号被保険者とする。
- 3 介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動は、市長が指定するものとする。
- 4 介護支援ボランティアは、第 5 条第 1 項の指定を受けた介護支援ボランティア受入機関等で介護支援ボランティア活動を行うものとする。

### (管理機関)

第 4 条 介護支援ボランティアの登録、介護支援ボランティア手帳の交付、介護支援ボランティア評価ポイントの付与及び管理並びに介護支援ボランティア評価ポイント基金管理は、介護支援ボランティア管理機関(以下「管理機関」という。)が行うものとする。

### (介護支援ボランティア受入機関等)

第 5 条 介護支援ボランティア受入機関等(以下「受入機関等」という。)は、あらかじめ第 3 条第 3 項に規定する介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、市長から指定を受けなければならない。

- 2 受入機関等が前項の指定を受けようとするときは、「稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請書」（様式第1号）により市長へ申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請に基づき指定し、又は却下したときは、稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定・却下決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、既に指定を受けていた介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは、稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定取消決定通知書（様式第3号）により指定を受けていた者に通知するものとする。
- 5 受入機関等は、介護支援ボランティアが活動を行った場合は、当該活動時間等に応じ、回数を単位として評価するものとする。
- 6 受入機関等は、介護支援ボランティア活動を1時間につき1回として評価するものとする。ただし、介護支援ボランティア活動を1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合については、当該活動を2回までとして評価するものとする。
- 7 評価の方法は、介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印することによって行うものとする。
- 8 前項に規定する活動確認スタンプの様式は、管理機関が別に定める。

（介護支援ボランティア活動実績の把握）

第6条 介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、介護支援ボランティア登録申請書を管理機関に提出するものとする。

- 2 管理機関は、介護支援ボランティアに対し、介護支援ボランティア手帳を交付するものとする。
- 3 介護支援ボランティア登録申請書及び介護支援ボランティア手帳の様式は、管理機関が別に定める。
- 4 管理機関は、前年度の活動実績について、介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて評価ポイントを付与することができる。
- 5 管理機関は、前項の規定により評価ポイントの付与を行ったときは、介護支援ボランティア手帳に介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印を押印するものとする。
- 6 介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印の様式は、管理機関が別に定める。

（評価ポイント）

第7条 評価ポイントの付与基準は次のとおりとする。

活動実績	付与する評価ポイント
10回から19回まで	1,000ポイント
20回から29回まで	2,000ポイント
30回から39回まで	3,000ポイント
40回から49回まで	4,000ポイント
50回以上	5,000ポイント

- 2 活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。
- 3 管理機関は、介護支援ボランティアに付与した評価ポイント数、活用ポイント数及び差し引き残高ポイント数について、当該付与の日から介護支援ボランティア制度の廃止の日後2年を経過する日まで、継続的に管理するものとする。

(評価ポイント転換交付金)

第8条 評価ポイントを活用して評価ポイント転換交付金の交付を受けようとする者は、介護支援ボランティア評価ポイント活用申出書(様式第4号)に介護支援ボランティア手帳を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 介護支援ボランティアの介護保険料にかかる未納又は滞納がある場合は、当該評価ポイント転換交付金は交付しないものとする。
- 3 市長は、第1項の申出があった場合において、当該介護支援ボランティアに介護保険料に係る未納又は滞納が無いときは、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書(様式第5号)に介護支援ボランティア手帳を添付のうえ、管理機関へ伝達するものとする。
- 4 管理機関は、前項に規定する伝達に基づき、当該評価ポイント活用の申出者の蓄積した評価ポイントを換金し、年度ごとに5,000円を限度として、評価ポイント活用の申出者に対して介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。このとき管理機関は、「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書」を当該評価ポイント活用の申出者へ通知する。
- 5 前項の介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書の様式は、管理機関が別に定める。
- 6 介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金の算定基準は、次のとおりとする。

評価ポイント	介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金
1,000ポイント	1,000円
2,000ポイント	2,000円
3,000ポイント	3,000円
4,000ポイント	4,000円
5,000ポイント	5,000円

(地域支援事業交付金の活用)

第9条 管理機関は、市が交付する地域支援事業交付金を介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金に充てるものとする。

(事業の委託)

第10条 市は、介護支援ボランティア事業の実施に当たって、必要な事務を管理機関へ委託することができる。

(委任)

第11条 この要綱に規定するもののほか、介護支援ボランティア制度実施に

関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

(準備行為)

第 2 条 介護支援ボランティア制度の施行に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

付 則 (平成 22 年 3 月 31 日改正)

この要綱は、平成 22 年 3 月 31 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、平成 21 年 5 月 1 日から適用する。

様式第1号（第5条第2項関係）

年 月 日

稲城市長殿

申請者  
住所  
団体名  
代表者  
電話

印

稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請書

稲城市介護支援ボランティアの対象として指定を受けたいので、稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱第5条第2項の規定に基づき申請します。

記

事業名	
活動内容	
活動場所	
活動人数	人（うち65歳以上 人）



様式第2号（第5条第3項関係）

年 月 日

団体名  
代表者 殿

稲城市長

稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定・却下決定通知書

年 月 日付で申請のあった稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請については、下記のとおりとしたので通知します。

記

1 以下のとおり指定する。

指定年月日	
指定番号	
事業名	
活動内容	
活動場所	
活動人数	人（うち65歳以上 人）

2 次の理由により却下する。

却下理由	
------	--

様式第3号（第5条第4項関係）

年 月 日

団体名  
代表者 殿

稲城市長

稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定取消決定通知書

下記の稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）については、下記のとおり指定を取り消す

記

取消年月日	
指定年月日	
指定番号	
事業名	
活動内容	
活動場所	
活動人数	人（うち65歳以上 人）
取消理由	

様式第4号（第8条第1項関係）

年 月 日

稲城市長殿

申出者  
住所  
氏名  
電話

印

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書

私は、下記のとおり介護支援ボランティア手帳を添えて介護支援ボランティア評価ポイントの活用を申し出ます。

記

被保険者番号	
氏名	
蓄積評価ポイント数	ポイント
活用希望ポイント数	ポイント
差し引き残高ポイント数	ポイント

※振り込み依頼先口座

	銀行・信金 信組・農協		本店・支店 出張所
預金の種類	1. 普通 2 当座	口座番号	
口座名義人			

様式第5号（第8条第3項関係）

年 月 日

管理機関 殿

稲城市長

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書

下記のとおり介護支援ボランティア活動評価ポイント活用の申出があり、当該申出者に介護保険料の未納又は滞納が無いことを確認したので、介護支援ボランティア手帳を添えて伝達します。

記

被保険者番号	
氏 名	
蓄積評価ポイント数	ポイント
活用希望ポイント数	ポイント
差し引き残高ポイント数	ポイント

---

介護保険料の未納又は滞納が無いことの確認欄

年 月 日

申請者について、介護保険料の未納又は滞納がないことを確認いたしました。

確認者 氏名 印

稲城市介護予防事業

氏名

# 健康に心配なし手帳

～ 介護支援ボランティア手帳 ～



介護支援  
ボランティア

2011

社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会

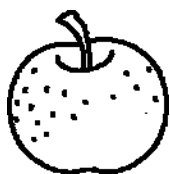
Verdy  
TOKYO

(C)NTV.FC

東京ヴェルディは稲城市介護  
予防事業を応援しています。



## 健康に心配なし手帳の名称について



稲城の梨は、元禄の時代から栽培され様々な品種改良などを経て、稲城の特産物として親しまれています。歴史ある長寿の稲城の梨と同様に、いつまでも元気に健康で暮らせることを願い、手帳の名称を「健康に心配なし手帳」としました。

(必ず記入下さい)

活動年度 平成 23 年度 (24 年 3 月末まで)

氏名 \_\_\_\_\_

住所 稲城市 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

生年月日  
\_\_\_\_ 大正・昭和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

緊急連絡先  
連絡者氏名 \_\_\_\_\_

(続柄 \_\_\_\_\_)

電話 \_\_\_\_\_

☆ボランティア活動実績は、この手帳により管理しますので、紛失しないよう自己管理をお願いいたします。万一、手帳を紛失されても、スタンプを再び押印することはできませんのでご注意ください。

# 稲城市介護支援ボランティア制度について

目的：この制度は、介護予防事業の一つとして、高齢者のみなさんが、介護支援ボランティア活動を通して地域貢献や社会参加をすることで、より元気になることを目的としています。そして、稲城市がいきいきとした地域社会となることを目指しています。

対象者：稲城市介護保険第1号被保険者  
(市内にお住まいの65歳以上の方)

## 介護支援ボランティア制度利用の流れ

### 1. ボランティア登録をします。

介護支援ボランティア登録申請書（この手帳の24ページ）に記入し、稲城市社会福祉協議会へ提出してください。

### 2. 介護支援ボランティア活動をします。

指定された施設や団体などでボランティア活動をします。この制度の対象になるボランティア活動は指定されています。ボランティア活動についてのご相談は、稲城市社会福祉協議会でお受けしています。



### 3. 手帳にスタンプをもらいます。(4月から翌年3月まで)

ボランティア活動をしたら、その都度、活動した施設や団体にこの手帳を提示し、スタンプを押してもらいます。

※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

### 4. 集めたスタンプを評価ポイントに変えます。(翌年4月以降)

この手帳を稲城市社会福祉協議会に提示し、前年度に集めたスタンプを評価ポイントに変えます。

スタンプの数	受取れる評価ポイント
10から19まで	1,000ポイント
20から29まで	2,000ポイント
30から39まで	3,000ポイント
40から49まで	4,000ポイント
50以上	5,000ポイント

### 5. 評価ポイントの活用の申し出をします。(翌年7月以降)

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書(この手帳の23ページ)に記入し、市役所2階④窓口介護保険係にこの手帳を添えて提出してください。市内出張所・稲城市社会福祉協議会でも承ります。

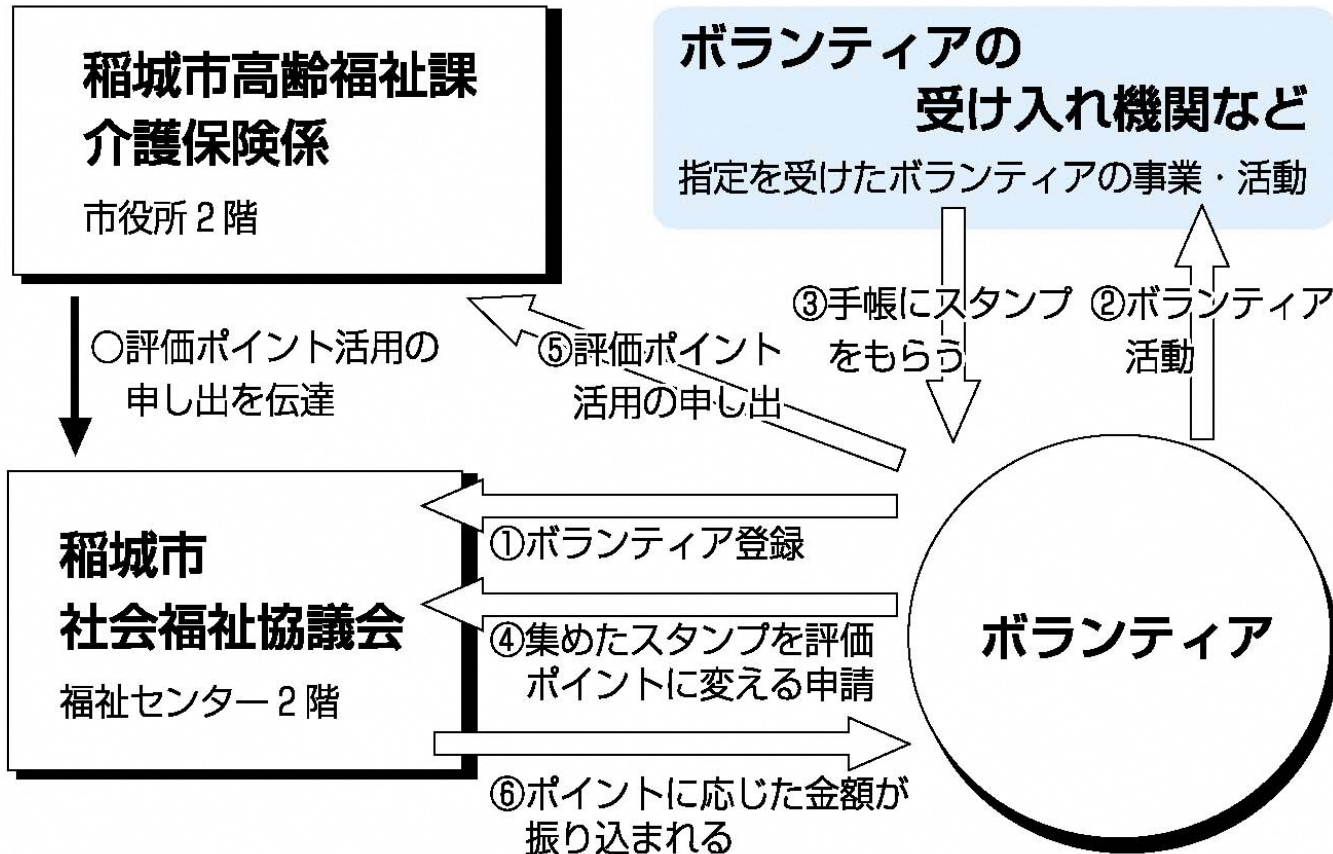
市役所介護保険係では、介護保険料の未納・滞納がないことを確認し、稲城市社会福祉協議会へ申請者から評価ポイント活用の申し出があったことを伝えます。

## 6. 評価ポイント数に応じた交付金が口座に振り込まれます。

稲城市社会福祉協議会では、申請者から指定された金融機関の口座に評価ポイント数に応じた交付金を振り込みます。合わせて、お預かりした手帳と振込日や金額のお知らせをお届けしますので確認してください。交付金は、次回の介護保険料のお支払いにお使いください。

評価ポイント	金額
1,000 ポイント	1,000 円
2,000 ポイント	2,000 円
3,000 ポイント	3,000 円
4,000 ポイント	4,000 円
5,000 ポイント	5,000 円

### 介護支援ボランティア制度の流れ



※④～⑥は、翌年度に行う手続きです。

## 介護支援ボランティア制度に関するQ&A

**Q** この制度を利用するには、まず何をすればよいのですか？

**A** この制度を利用する方は、制度の目的やボランティアの心得などをご理解の上、稲城市社会福祉協議会でボランティア登録をしてください。また、安心して活動していただくために、万一の事故やけがに備えて、ボランティア活動保険に加入することをお勧めします。詳細は、10・11 ページをご覧ください。

**Q** どんなボランティア活動でも対象になるのですか？

**A** この制度の対象になるボランティア活動は指定されています。指定されているボランティア活動の詳細は、市役所介護保険係、もしくは、稲城市社会福祉協議会までお問い合わせください。

**Q** ボランティア活動先に行く途中や活動先でけがをしたら？

**A** 稲城市社会福祉協議会にご連絡ください。けがなどの状況を伺い、保険会社へ連絡しますので、速やかにお知らせください。詳細は、10・11 ページをご覧ください。

**Q** 1日に複数のボランティア活動をしていてもスタンプはもらうことができますか？

**A** 1日に複数のボランティア活動を行い、スタンプをもらうことはできますが、1時間程度の活動で1スタンプとなり、1日2スタンプが上限になります。

**Q** スタンプを集めるとすぐに交付金がもらえるのですか？

**A** 集めたスタンプは、翌年度に評価ポイントに変える必要があります。4月以降に、稲城市社会福祉協議会で手続きを行ってください。評価ポイントに変えたら、7月以降に交付金をもらう手続きを行うことができます。

**Q** 手帳はスタンプがたまるまで使い続けてよいのですか？

**A** 手帳は年度ごとに新しいものに切り替わります。集めたスタンプを評価ポイントに変えたり、評価ポイントを交付金にする手続きは、決められた日にち以降になりますので、お忘れなく手続きをしてください。

**Q** 稲城市外に転居した場合も対象になりますか？

**A** 稲城市外に転居した場合は対象となりません。スタンプ、評価ポイント、交付金は、一切が無効になりますのでご注意ください。

**Q** ボランティア活動を多くすると、それだけ多くの交付金がもらえる  
のですか？

**A** 介護支援ボランティアで指定されたボランティア活動を行い、  
手続きを行うと交付金が支払われます。但し、交付金の上限は  
年度ごとに 5,000 円となっています。



## ボランティア活動の心得

### ◆ 身近なことから無理のない範囲で

ボランティア活動と一言で言っても様々な活動があります。自分の特技や趣味を活かした活動もありますし、依頼者からの要望に応じて、一人ひとりの生活をサポートする活動もあります。数多くあるボランティア活動の中からどのようにして選ぶのがよいのでしょうか。まずは身近な地域で、自分の健康を考えて無理のない範囲で行うことが望ましいでしょう。活動を継続するためにも自分に向いている活動をお選びください。ボランティア活動に関するご相談は、稲城市社会福祉協議会でお受けしていますので、お気軽にご利用ください。

### ◆ 相手を理解し、尊重した活動を

誰もがそうであるように、ボランティア活動で接する方々もそれぞれ性格や環境により様々な暮らしを営んでいます。ボランティアだからといって、一方的で勝手な行動は慎まなければなりません。ボランティアには、一人ひとりの生活習慣や価値観を尊重し、ボランティア活動を行うことが求められます。また、ボランティア活動の依頼者や活動の仲間と共にコミュニケーションをとることでよりよい活動につながるでしょう。

## ◆ 秘密や約束を守りましょう

ボランティア活動では、時に依頼者のプライバシーに関わることを知ることがあります。しかし、あくまで活動を通して知り得たことであり、他の方にちょっとした内容のことでも漏らさないでください。ボランティア活動を辞めた後も同様にお守りください。また、時間など約束したことは必ず守りましょう。体調不良や急用で活動を休む場合には、必ず連絡を入れるなどの対応をしましょう。



# ボランティア活動保険について

ボランティア活動保険は、ボランティア活動中に起こり得る事故を対象にしたもので、賠償責任保険と傷害保険がセットになっています。ボランティア活動を安心して行うために、万が一に備えてご加入することをお勧めします。

## (1) どんな場合に補償されるのか

### ①賠償責任保険

- ・ボランティア活動中に物を壊してしまった場合
- ・ボランティア活動中に活動の対象者にけがをさせてしまった場合
- ・プライバシーの侵害等により活動の対象者に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合 など

### ②傷害保険

- ・ボランティア自身が活動中にけがをしてしまった場合
- ・ボランティアが自宅と活動場所との往復途中にけがをした場合  
など

※補償の対象は、いずれの保険も急激、偶然、外来の事故により起きた場合です。





## (2) 補償金額

賠償責任保険	賠償責任 (免責なし)	対人・対物 共通	1事故・保険期間中	2億円
		受託物・ 借用物	1事故・保険期間中	50万円 (現金は10万円)
		人格権侵害	1名 1事故・保険期間中	50万円 100万円
	事故対応費用		1事故・保険期間中	500万円
	見舞費用		死亡	50万円
			後遺障害	1.5万~50万円
入院日数に応じて2~10万円 通院日数に応じて1~5万円				
傷害保険	死亡・後遺障害		800万円	
	入院日額		8,000円	
	通院保険金日額		4,000円	

※状況に応じては、補償の対象にならないものもあります。

## (3) 掛け金 300円

## (4) 補償期間（保険期間）

4月1日から翌年3月31日まで

※補償期間での途中加入も可能です。その場合の補償期間は、加入手続きを行った日からとなります。

## (5) お申し込み・事故やけがのご報告

稲城市社会福祉協議会 ボランティアセンター

稲城市百村7 稲城市福祉センター内

電話：042-378-3800（直通）

042-378-3366（代表）

ファックス：042-378-4999

## 稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の38第1項に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づき、稲城市介護支援ボランティア制度(以下「介護支援ボランティア制度」という。)を設け、もって生き生きとした地域社会をつくることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 介護支援ボランティア制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。

- 2 介護支援ボランティア制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。
- 3 介護支援ボランティア制度の運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。
  - (1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。
  - (2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。
  - (3) 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心が高まること。
  - (4) 介護給付費等の抑制につながること。

### (介護支援ボランティア制度)

第3条 介護支援ボランティア制度は、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。

- 2 介護支援ボランティアの対象となる高齢者は、稲城市における介護保険第1号被保険者とする。
- 3 介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動は、市長が指定するものとする。
- 4 介護支援ボランティアは、第5条第1項の指定を受けた介護支援ボランティア受入機関等で介護支援ボランティア活動を行うものとする。

(管理機関)

第4条 介護支援ボランティアの登録、介護支援ボランティア手帳の交付、介護支援ボランティア評価ポイントの付与及び管理並びに介護支援ボランティア評価ポイント基金管理は、介護支援ボランティア管理機関（以下「管理機関」という。）が行うものとする。

(介護支援ボランティア受入機関等)

第5条 介護支援ボランティア受入機関等（以下「受入機関等」という。）は、あらかじめ第3条第3項に規定する介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、市長から指定を受けなければならない。

2 受入機関等が前項の指定を受けようとするときは、「稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請書」（様式第1号）により市長へ申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請に基づき指定し、又は却下したときは、稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定・却下決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、既に指定を受けていた介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは、稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定取消決定通知書（様式第3号）により指定を受けていた者に通知するものとする。

5 受入機関等は、介護支援ボランティアが活動を行った場合は、当該活動時間等に応じ、回数を単位として評価するものとする。

6 受入機関等は、介護支援ボランティア活動を1時間につき1回として評価するものとする。ただし、介護支援ボランティア活動を1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合については、当該活動を2回までとして評価するものとする。

7 評価の方法は、介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印することによって行うものとする。

8 前項に規定する活動確認スタンプの様式は、管理機関が別に定める。

(介護支援ボランティア活動実績の把握)

第6条 介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、介護支援ボランティア登録申請書を管理機関に提出するものとする。

2 管理機関は、介護支援ボランティアに対し、介護支援ボランティア手帳を交付するものとする。

- 3 介護支援ボランティア登録申請書及び介護支援ボランティア手帳の様式は、管理機関が別に定める。
- 4 管理機関は、前年度の活動実績について、介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて評価ポイントを付与することができる。
- 5 管理機関は、前項の規定により評価ポイントの付与を行ったときは、介護支援ボランティア手帳に介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印を押印するものとする。
- 6 介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印の様式は、管理機関が別に定める。

(評価ポイント)

第7条 評価ポイントの付与基準は次のとおりとする。

活動実績	付与する評価ポイント
10回から19回まで	1,000ポイント
20回から29回まで	2,000ポイント
30回から39回まで	3,000ポイント
40回から49回まで	4,000ポイント
50回以上	5,000ポイント

- 2 活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。
- 3 管理機関は、介護支援ボランティアに付与した評価ポイント数、活用ポイント数及び差し引き残高ポイント数について、当該付与の日から介護支援ボランティア制度の廃止の日後2年を経過する日まで、継続的に管理するものとする。

(評価ポイント転換交付金)

第8条 評価ポイントを活用して評価ポイント転換交付金の交付を受けようとする者は、介護支援ボランティア評価ポイント活用申出書(様式第4号)に介護支援ボランティア手帳を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 介護支援ボランティアの介護保険料にかかる未納又は滞納がある場合は、当該評価ポイント転換交付金は交付しないものとする。
- 3 市長は、第1項の申出があった場合において、当該介護支援ボランティアに介護保険料に係る未納又は滞納が無いときは、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書(様式第5号)に介護支援ボランティア手帳を添付のうえ、管理機関へ伝達するものとする。

- 4 管理機関は、前項に規定する伝達に基づき、当該評価ポイント活用の申出者の蓄積した評価ポイントを換金し、年度ごとに5,000円を限度として、評価ポイント活用の申出者に対して介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。このとき管理機関は、「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書」を当該評価ポイント活用の申出者へ通知する。
- 5 前項の介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書の様式は、管理機関が別に定める。
- 6 介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金の算定基準は、次のとおりとする。

評価ポイント	介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金
1,000ポイント	1,000円
2,000ポイント	2,000円
3,000ポイント	3,000円
4,000ポイント	4,000円
5,000ポイント	5,000円

(地域支援事業交付金の活用)

第9条 管理機関は、市が交付する地域支援事業交付金を介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金に充てるものとする。

(事業の委託)

第10条 市は、介護支援ボランティア事業の実施に当たって、必要な事務を管理機関へ委託することができる。

(委任)

第11条 この要綱に規定するもののほか、介護支援ボランティア制度実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 介護支援ボランティア制度の施行に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

## 活動記録1 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。

※1 時間程度の活動で 1 スタンプ、1 日2スタンプが上限です。

1	2	3	4
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
5	6	7	8
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
9	10	11	12
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
13	14	15	16
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
17	18	19	20
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日

## 活動記録2 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。

※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

21	22	23	24
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
25	26	27	28
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
29	30	31	32
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
33	34	35	36
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
37	38	39	40
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日

### 活動記録3 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。

※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

41	42	43	44
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
45	46	47	48
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
49	50	51	52
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
53	54	55	56
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
57	58	59	60
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日



## 活動記録4 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。

※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

61	62	63	64
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
65	66	67	68
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
69	70	71	72
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
73	74	75	76
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
77	78	79	80
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日

## 活動記録5 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。

※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

81	82	83	84
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
85	86	87	88
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
89	90	91	92
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
93	94	95	96
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
97	98	99	100
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日

## 活動記録6 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。  
※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

101	102	103	104
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
105	106	107	108
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
109	110	111	112
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
113	114	115	116
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
117	118	119	120
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	お疲れ様でした！ 是非、2冊目に挑戦を！ 日付 月 日

(必ずご記入下さい)

氏名（振り仮名）

住所

電話

## 管理機関記入欄

**評価ポイント記録簿**（集めたスタンプを平成24年4月以降、評価ポイントに変えます。）

あなたの23年度の活動回数は

回 です。

あなたの23年度の評価ポイント数は

ポイント です。

管理欄

**評価ポイント活用記録簿**（評価ポイントを交付金に変えます。）

※23年度分の評価ポイントを交付金として受け取る場合、入金は24年8月以降になります

申請日	使用した評価ポイント数	残っている評価ポイント数	管理欄
平成 年 月 日			
平成 年 月 日			
平成 年 月 日			
平成 年 月 日			
平成 年 月 日			

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書

本人⇒市役所

様式第4号（第8条第1項関係）

平成 年 月 日

稲城市長殿

申出者住所

氏名(ふりがな)

印

電話

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書

私は、下記のとおり介護支援ボランティア手帳を添えて介護支援ボランティア評価ポイントの活用を申し出ます。

記

被 保 険 者 番 号	
氏 名	申出者と同じ
蓄積評価ポイント数(A) (この手帳で獲得したポイント数)	ポイント
活用希望ポイント数(B) (口座振込を希望するポイント数)	ポイント
差し引き残高ポイント数(A-B)	ポイント

振り込み依頼先口座

	銀行・信金 信組・農協		本店・支店 出張所
預金の種類	1 普通 2 当座	口座番号	
口座名義人 (カタカナ)			

キ  
リ  
ト  
リ  
セ  
ン



平成 年 月 日

介護支援ボランティア登録申請書

私は、下記のとおり介護支援ボランティアとして登録を申請します。  
 なお、活動を通して知り得たことは、口外いたしません。

(ふりがな) 名 前	
住 所	
電 話	
生年月日 ※1	
介護保険被保険者 番号 ※2	

※1 生年月日 65歳以上の方が対象です。

※2 介護保険被保険者番号 空欄の場合は稲城市社会福祉協議会  
 が市に照会することを認めます。

キ  
リ  
ト  
リ  
セ  
ン





## 介護支援ボランティア活動先一覧

団体・事業所名	電話番号	住所
特定非営利活動法人 支え合う会 みのり	378-8757	矢野口364-3
NPO ふれあい広場 ポーポーの木	379-3373	向陽台5-10 リベレ向陽台3-104
特定非営利活動法人 稲城・なごみの家	379-4536	東長沼617-1
特定非営利活動法人 はじめのいっぽ	090-4831-5060	坂浜539-11 コーポソレイユ
有料老人ホーム ニチイホーム 稲城	370-3581	東長沼696
有料老人ホーム Sアミーユ稲城矢野口	370-3700	矢野口1674-1
有料老人ホーム ペアウェル多摩川	377-5770	東長沼665
有料老人ホーム ベストライフたま	350-7210	平尾1250
ケアハウス ハーモニー松葉	370-8160	矢野口1806
老人保健施設 ヒルトップロマン	331-3030	若葉台3-7-1
通所介護事業所 アクアメイト稲城	370-0580	向陽台6-8
稲城市柔道接骨士師会 デイサービス 介護支援センターいなぎ	401-8755	東長沼1174-1 リベラルハイツ101
特別養護老人ホーム いなぎ苑	379-5500	百村255
いなぎ苑 みさわ川サービスセンター	370-8355	東長沼1741-1
特別養護老人ホーム いなぎ正吉苑	331-2001	平尾1127-1
正吉苑ミニデイサービス 押立の家	331-2001	押立728-8
特別養護老人ホーム ひらお苑	331-5666	平尾2-49-20
平尾ベルの会	331-2731 (大石宅)	平尾3-7-5 50号棟集会室(第2,4木) 64号棟集会室(第1,3火)
やのくち正吉苑	370-2202	矢野口1804-3

— メモ —

# ボランティア活動保険 領収書貼付欄

※ボランティア活動保険の領収証は紛失しないよう、  
こちらに貼付してください。

**稲城市福祉部高齢福祉課介護保険係**

**稲城市東長沼 2111**

**電話：042-378-2111（内線：282・283）**

**ファックス：042-378-5677**

**社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会**

**稲城市百村 7 稲城市福祉センター内**

**電話：042-378-3366**

**ファックス：042-378-4999**

介護支援ボランティア視察受入状況（23報告書用 視察受入状況：平成19年7月以降～平成24年3月末までのもの）

	日付	訪問団体	職種	人数
1	19.07.19	青森県八戸市	職員	3
2	19.08.23	大阪府茨木市	議員	3
3	19.08.28	愛知県稲沢市	職員	3
4	19.08.30	愛知県豊橋市	職員	4
5	19.08.31	東京都世田谷区	職員	2
6	19.09.21	岡山県	職員	1
7	19.10.03	鳥取県米子市	議員	9
8	19.10.04	福岡県介護保険広域連合	職員	2
9	19.10.11	大阪府柏原市	議員	3
10	19.10.12	熊本県人吉市	議員	10
11	19.10.15	三重県桑名市	議員	3
12	19.10.18	神奈川県南足柄市	職員	5
13	19.10.24	岐阜県多治見市	議員	8
14	19.10.24	福島県喜多方市	職員	1
15	19.10.25	新潟県燕市	議員	9
16	19.10.31	沖縄県宜野湾市	議員	10
17	19.11.01	東京都調布市	議員	1
18	19.11.05	愛媛県八幡浜市	議員	9
19	19.11.07	岡山県岡山市	議員	14
20	19.11.13	愛知県刈谷市	議員	2
21	19.11.14	愛知県一宮市	議員	12
22	19.11.16	民主党東京都第22区総支部	議員	18
23	19.11.19	東京都清瀬市	議員	1
24	19.11.19	神奈川県横浜市	職員	2
25	19.11.20	岡山県井原市	職員	2
26	19.11.22	福島県郡山市	職員	1
27	19.12.20	大分県別府市	議員	1
28	20.01.24	京都府宇治市	議員	12
29	20.01.31	静岡県伊東市	議員	1
30	20.02.05	新潟県三条市	議員	5
31	20.02.06	香川県観音寺市	議員	2
32	20.02.13	大阪府吹田市	議員	11
33	20.02.14	兵庫県西宮市	議員	1
34	20.02.14	福岡県福岡市	議員	1
35	20.02.20	東京都	職員	3
36	20.02.25	東京都八王子市	職員	3
37	20.03.06	山口県下関市	職員	2
38	20.05.09	神奈川県藤沢市	職員	9
39	20.05.12	東京都東久留米市	議員	2
40	20.05.15	鹿児島県奄美市	議員	8
41	20.05.21	富山県小矢部市	議員	6
42	20.05.22	群馬県太田市	議員	4
43	20.05.29	厚生労働省(東京都)	職員	10

44	20.06.13	愛知県春日井市	職員	2
45	20.06.30	東京都清瀬市	職員	4
46	20.07.01	公明党高齢者トータルサポートPT	議員	6
47	20.07.04	香川県東かがわ市	議員	7
48	20.07.09	静岡県牧之原市	職員	6
49	20.07.10	岩手県北上市	議員	9
50	20.07.25	厚生労働省(東京都)	職員	1
51	20.07.28	神奈川県横須賀市	職員	2
52	20.07.29	奈良県香芝市	議員	3
53	20.07.30	千葉県印西市	議員職員	7
54	20.07.31	鹿児島県霧島市	職員	4
55	20.07.31	鹿児島県	職員	2
56	20.08.04	岐阜県羽島市	議員	10
57	20.08.18	東京都新宿区	議員	2
58	20.08.18	愛知県北名古屋市	議員	6
59	20.08.20	岐阜県関市	議員	10
60	20.08.22	宮崎県議会	議員	13
61	20.08.25	群馬県邑楽郡明和町	職員	2
62	20.08.25	山梨県甲府市	職員	3
63	20.08.25	静岡県磐田市	職員	3
64	20.09.09	静岡県掛川市	職員	2
65	20.09.30	青森県三戸郡五戸町	議員	8
66	20.10.02	静岡県掛川市	議員	11
67	20.10.06	北海道余市町	議員	7
68	20.10.07	千葉県浦安市	職員市民	12
69	20.10.15	広島県福山市	職員	4
70	20.10.20	愛知県尾張旭市	職員	3
71	20.10.22	北海道帯広市	職員	2
72	20.10.23	岩手県盛岡地区福祉連絡協議会	職員	12
73	20.10.31	岐阜県可児市	議員	8
74	20.10.31	千葉県流山市	職員	2
75	20.11.13	埼玉県比企郡鳩山町	議員町長	15
76	20.11.13	北海道苫小牧市	職員	1
77	20.11.17	東京都立川市	議員	2
78	20.11.18	東京都板橋区	議員	2
79	20.11.18	千葉県成田市	議員	1
80	20.11.18	千葉県香取市	議員	2
81	20.11.26	鳥取県鳥取市	議員	8
82	20.11.28	山形県天童市	職員	2
83	21.01.14	長野県上伊那地方事務所	職員	1
84	21.01.26	長野県千曲市	議員	6
85	21.02.02	長野県長野市	議員	2
86	21.02.03	愛知県東浦町	議員	2
87	21.02.03	愛知県阿久比町	議員	1
88	21.02.04	東京都杉並区	議員	1
89	21.02.06	岩手県八幡平市	議員	6
90	21.02.10	京都府久御山町	議員	2

91	21.02.10	京都府精華町	議員	2
92	21.02.16	和歌山県九度山町	議員	11
93	21.02.19	兵庫県加古郡稲美町	議員	3
94	21.02.20	沖縄県宜野湾市	職員	2
95	21.02.25	熊本県水俣市	職員市民	4
96	21.02.26	千葉県多古町	民生委員	31
97	21.04.03	大阪府交野市	議員	1
98	21.04.17	鹿児島県鹿児島市	議員	1
99	21.04.22	東京都調布市	職員	3
100	21.04.30	千葉県我孫子市	議員	3
101	21.05.12	埼玉県新座市	議員	4
102	21.05.20	北海道苫小牧市	議員	2
103	21.05.21	大阪府大阪狭山市	議員	2
104	21.06.11	山口県山陽小野田市	社協職員	1
105	21.07.03	秋田県鹿角市	議員	5
106	21.07.15	静岡県袋井市	職員・社協職員	2・社協 1
107	21.07.30	埼玉県	職員	3
108	21.08.03	山口県周南市	議員	5
109	21.08.05	神奈川県相模原市	職員	5
110	21.08.06	茨城県土浦市	職員	4
111	21.08.31	三重県桑名市	職員	5
112	21.09.04	埼玉県川口市	職員	2
113	21.10.05	香川県高松市	議員	13(他随 2)
114	21.10.07	鹿児島県薩摩川内市	議員	9(他随 1)
115	21.10.09	佐賀県佐賀市	職員	1
116	21.10.14	京都府八幡市	議員	7(他随 2)
117	21.10.16	滋賀県彦根市	議員	4(他随 2)
118	21.10.23	東京都北区	議員	2
119	21.10.27	兵庫県加古川市	議員	8(他随 1)
120	21.10.28	滋賀県草津市	議員	8(他随 2)
121	21.11.05	沖縄県浦添市	議員	8(他随 1)
122	21.11.06	福岡県北九州市	議員	2
123	21.11.11	山口県下松市	議員	7(他随 1)
124	21.11.16	広島県安芸郡府中町	議員	6(他随 2)
125	21.11.16	山梨県富士吉田市	職員	8
126	21.11.17	新潟県柏崎市	議員	7(他随 2)
127	21.11.20	愛知県江南市	議員	1
128	21.11.20	静岡県焼津市	職員	2
129	21.12.10	秋田県大曲仙北広域市町村組合	職員	9
130	22.01.22	愛媛県新居浜市	議員	1
131	22.01.27	山形県三川町	議員	6
132	22.01.28	愛知県小牧市	議員	3
133	22.02.01	京都府長岡京市	議員	3
134	22.02.10	福島県郡山市介護保険運営協議会	委員	8(他随 2)
135	22.02.16	神奈川県大和市	職員	2
136	22.02.22	宮城県柴田町	職員	2

137	22.03.30	北海道旭川市	議員	1
138	22.04.16	広島県東広島市	議員	2
139	22.04.20	島根県浜田市	議員	9(他随 1)
140	22.04.27	埼玉県所沢市	議員	3
141	22.05.11	岩手県盛岡市	議員	11(他随 3)
142	22.05.12	滋賀県長浜市	議員	2
143	22.05.12	愛知県刈谷市	議員	2
144	22.05.14	埼玉県伊奈町	議員	8
145	22.05.18	山梨県北杜市	職員・社協職員	計 10
146	22.05.19	沖縄県石垣市	議員	7(他随 1)
147	22.05.27	埼玉県鳩山町	職員・社協職員	2・社協 2
148	22.07.15	愛知県豊川市	議員	11(他随 2)
149	22.07.21	滋賀県守山市	職員	7
150	22.07.26	静岡県島田市	職員・社協職員	3・社協 1
151	22.07.27	宮城県岩沼市	議員	3
152	22.07.28	広島県安芸高田市	職員・社協職員	1・社協 1
153	22.07.28	愛媛県新居浜市	議員	7(他随 2)
154	22.07.30	埼玉県さいたま市	市長・職員	5
155	22.08.02	京都府八幡市	議員	2
156	22.08.02	京都府木津川市	議員	1
157	22.08.02	京都府京田辺市	議員	2
158	22.08.04	奈良県葛城市	議員	6(他随 2)
159	22.08.05	長崎県長崎市	議員	1
160	22.08.05	青森県八戸市	職員	1
161	22.08.10	神奈川県平塚市	職員	2
162	22.08.18	岐阜県各務原市	議員	3
163	22.08.19	山形県河北町	議員	8(他随 3)
164	22.08.20	埼玉県越谷市	職員・社協職員	4・社協 4
165	22.10.18	福岡県大牟田市	議員	5
166	22.11.01	長崎県大村市	議員	5(他随 1)
167	22.11.04	埼玉県越谷市	議員	1
168	22.11.04	宮崎県宮崎市	職員	1
169	22.11.05	東京都国分寺市	職員	3
170	22.11.12	滋賀県近江八幡市	議員	10(他随 3)
171	22.11.15	埼玉県吉川市	職員・社協職員	3・社協 2
172	22.11.16	岐阜県垂井町	議員	6(他随 3)
173	22.11.18	滋賀県大津市	議員	11
174	22.11.19	愛知県豊田市	職員	1
175	22.11.24	岩手県釜石市	議員	2
176	22.11.24	岩手県花巻市	議員	1
177	22.12.02	北海道幕別町	職員	2



178	22.12.09	岩手県	職員	2
179	22.12.22	高知県高知市	職員	3
180	22.12.24	埼玉県新座市	職員・社協職員 社福職員	2・社協 1・社福 2
181	23.01.19	沖縄県沖縄市	議員	7(他随 1)
182	23.01.27	広島県尾道市	議員	1
183	23.01.27	兵庫県姫路市	職員	2
184	23.02.09	福島県いわき市	職員	2
185	23.02.09	岐阜県美濃加茂市	議員	12
186	23.06.07	宮崎県宮崎市	議員	6
187	23.07.04	北海道札幌市	議員	5
188	23.07.05	大阪府豊中市	議員	9(他随 1)
189	23.07.06	静岡県藤枝市	職員	3
190	23.08.04	静岡県浜松市	職員	2
191	23.08.04	鹿児島県西之表市	職員	4(他県職員 1)
192	23.08.05	福岡県北九州市	職員	2
193	23.08.08	京都府城陽市	議員	7(他随 1)
194	23.08.10	広島県呉市	議員	9(他随 2)
195	23.08.24	鳥取県鳥取市	職員	2
196	23.09.06	東京都多摩市	職員	2
197	23.09.08	高知県	職員	2
198	23.10.04	島根県松江市	議員	8(他随 1)
199	23.10.07	長野県千曲市	議員	8(他随 1)
200	23.10.07	大阪府豊中市	職員	2
201	23.10.11	愛知県豊川市	議員	3
202	23.10.13	石川県七尾市	議員	8(他随 1)
203	23.10.12	岡山県新見市	議員	7(他随 2)
204	23.10.19	新潟県燕市	議員	7(他随 1)
205	23.11.01	埼玉県戸田市	議員	6(他随 1)
206	23.11.09	滋賀県長浜市	職員	4
207	23.11.10	北海道大雪地区広域連合	職員	5
208	23.11.14	東京都三鷹市	議員	7(他随 2)
209	23.12.20	群馬県伊勢崎市	議員	3
210	23.12.22	愛知県半田市	議員	1
211	24.02.07	兵庫県三木市	議員	3
212	24.02.08	大分県中津市	議員	7
213	24.02.16	愛知県豊田市	議員	1
214	24.02.20	鳥取県倉吉市	議員	8
215	24.02.21	栃木県足利市	議員	3
216	24.03.08	福岡県古賀市	職員	1

平成23年度 防災特別講座

# 東日本大震災から学ぶこと 『首都圏を襲う大規模地震に備える』

～たった一人の犠牲者も出さないために～



東日本大震災から一年が経過し、いつ起こるか分からない首都圏を襲う大地震に備えるために、家庭や職場、地域で取り組めることやボランティアの役割など…

私たちに、今できることは何か一緒に考えてみませんか。

## ① 3月13日(火) 午前9時～午後4時

東京臨海広域防災公園(そなエリア東京)の見学と都内にある被災地アンテナショップでの買い物

## ② 3月19日(月) 午後1時30分～4時

講演会:『首都圏を襲う大規模地震に備える』

講師:災害救援ボランティア推進委員会 宮崎 賢哉 氏

※①に参加希望の方は、②の講演会にも原則参加をお願いします。

②の講演会のみに参加することは可能です。

※申込み者多数の場合は抽選となります。締め切り2月29日(水)

※お申込みは、電話のみとなります。

〈お問い合わせ・お申込み〉

稲城市社会福祉協議会ボランティアセンター

電話:378-3800



詳細は裏面へ…

① **3月13日（火）午前9時～午後4時**

東京臨海広域防災公園（そなエリア東京）の見学と都内にある被災地アンテナショップ（いわて銀河プラザ）での買い物

◇集合・解散：稲城市役所前（現地までは大型貸切バスで移動します）

集合：午前9時

解散：午後4時（予定）

◇参加費：760円（お弁当代、保険代）

※当日つり銭のないようにご持参ください。

そなエリア東京内のレスキューカフェ

（避難所風カフェ）でお弁当を食べます。

◇定員：40名



**そなエリア東京 “地震発生後72時間の生存力を身につける”**

東京臨海広域防災公園内に2010年にオープンした、地震に備える知識を身につけるための防災体験学習施設です。「東京直下72h TOUR」では、首都圏を襲う大地震が発生した直後を想定し、発災直後72時間を生き抜くための知恵を学ぶため、クイズを解きながら避難するまでを体験できます。

※①に参加希望する方は、原則②の講演会と2日間参加をお願いします。

② **3月19日（月）午後1時30分～4時（会場：午後1時）**

講演会：「首都圏を襲う大規模地震に備える」

◇講師：災害救援ボランティア推進委員会 宮崎 賢哉 氏

◇参加費：無料

◇定員：100名程度

◇会場：地域振興プラザ4階 会議室

※②の講演会のみに参加することは可能です。



申込み多数の場合は抽選となります。**締め切り：2月29日**

稲城市介護支援ボランティア制度実施報告書

～ 23年度の運用状況について～

---

平成 24 年 3 月

稲城市福祉部高齢福祉課

〒206-8601 東京都稲城市東長沼 2111 番地

電 話 042-378-2111（代表）

F A X 042-377-4781（代表）

ホームページ <http://www.city.inagi.tokyo.jp/>